

桜の季節も過ぎてつつじが美しく咲くころとなりました。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大で低迷を余儀なくされた日本経済ですが、令和3年は一転し、「ワクチン普及」、「東京五輪・パラリンピック」等で、失われた1年を挽回するチャンスが沢山あります。シルバー事業も「平成3年4月から高齢者雇用安定法改正」により、事業所は70歳までの就業機会確保が努力義務となり、会員拡大にとって厳しい状況にありますが、会員の皆さまの協力を頂き、より良いシルバー人材センターづくりに努めてまいります。



リサイクル事業

シルバー人材センター

ユニクロ



不要となったユニクロ製ダウンウェア(ダウンジャケット、ダウンベスト等)を回収します。

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、株式会社ユニクロが推進する地球環境貢献としてダウンリサイクル活動の趣旨に賛同し、センターの存在感の発揮及びイメージの向上等を図る目的として、全国のセンターが総力を挙げ、資源の有効活用による環境負荷の軽減と社会貢献活動の取組を行うこととなりました。

(回収の流れ)

- 1 不要となったユニクロ製ダウンウェアを事務局へ持参



- 2 持参された方には、その場で謝礼として1着あたり1枚、ユニクロの各店舗で使用できる500円割引クーポンをお渡しします。(5,000円以上お買い上げで、1枚使用できます。)

回収期間 令和3年4月19日から4月30日まで

※他社のダウン製品は、ダウンとフェザーの混合比率が異なり、リサイクル商品にできないため受領できません。(GU製品も受領できません。)

※回収製品は、生地の変色、破れ、故障、汚れ等通常の着用に耐えない状態のものであっても差し支えありません。



就業事故ゼロ

賠償事故の自己負担金を徴収します。

シルバーでは、会員の就業時における賠償事故について、全て保険で対応しており、会員から自己負担金を徴収していませんでした。

会員の就業に伴う損害保険に関する要綱で、「賠償責任保険の該当会員及び共同作業会員が連帯して支払う自己負担額は、賠償額の1/10とし、上限を1,000円とする。(100円未満の端数は切り捨てる。)ただし、その額が1,000円に満たさない場合は、1,000円とする。」と以前から規定されています。また、このところ賠償事故の発生が増加していることから、会員の安全就業への意識向上を目指し、事故を未然に防ぐ1つの方法として、令和3年4月より賠償事故が発生した場合、負担額を徴収することといたします。

なお、その事故が故意又は重大な過失によりセンターが加入する保険で担保できない賠償は、当該会員が負うこととなります。



インボイス制度

配分金には消費税が含まれています！！

センターでは、就業に関する発注者への請求は内税方式で行っております。発注者への請求の内訳は、「会員の就業に対する配分金」「配分金に対する定められた事務費及び作業に対してかかった材料費」となっております。これらもすべて内税として消費税を含んだ金額となっております。

センターでは、納税事業者としてこれらの収入に対して税務署に消費税を納付しております。

就業により発生する配分金にも消費税が含まれていますので、会員も同様に消費税法上では、「事業者」となっており、納税の義務が生じます。ただし、基準期間内の課税売上高（配分金の証明額）が、1,000万円以下の場合、免税となります。

なお、令和5年10月1日から「インボイス制度」という制度が導入される予定です。この制度につきましては、施行された時点で、詳しくご連絡いたします。



編集後記

私事で恐縮ですが、皆様にご報告がございます。先日、第一子となる男の子が誕生しました。無事に産まれてきてくれてホッとしています。これからは父として家庭を支え、仕事もこれまで以上に精進して参りますので、皆様方には、温かく見守っていただければと、大変有り難く思います。今後とも宜しくお願い申し上げます。

改めて、このコロナ禍の中、献身的なサポートをしてくださった医療従事者の方のもとより、祝福してくださった皆さまに感謝します。

【編集・KITO】